主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。(原審は三輪車が右方え寄る以前に両車がすれすれになつて居たと認定したのでは無いから論旨第一点所論の様な不合理はない。同論旨は畢竟原審の事実認定非難に帰する。過失相殺は必ずしも総ての損害に対してしなければならないものではなく原審のやり方を以て違法とすることは出来ない。それ故論旨第二点も理由がない。)

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	小	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善	太	郎